

●第 40 回広島市都市計画審議会(H24 年 11 月 28 日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の変更について(広島市決定)	向洋駅周辺青崎地区	本地区では、向洋周辺青崎土地区画整理事業が進展し、仮換地指定が行われており本年12月以降建築が可能となる予定である。このため、本地区の用途地域を土地区画整理事業の事業計画に基づいて「準工・一住」から「近商」に変更し、商業施設、金融機関などの日常生活に身近な生活関連サービス施設の立地を図るものである。
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)防火地域及び準防火地域の変更について(広島市決定)	向洋駅周辺青崎地区	本地区は、向洋周辺青崎土地区画整理事業が進展しており、こうした土地利用の変化に伴う用途地域の変更に合わせ、市街地の面的な不燃化を図るため、用途地域の変更に合わせて、新たに準防火地域を指定するものである。
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の決定について(広島市決定)	後山地区	本地区では、都市計画区域への編入の検討を契機にまちづくり活動が本格化し、地域住民の協議により地区計画によるまちづくりが行われることになった。 H24.4 に後山協和会から本市に地区計画案が提示され、コミュニティの維持、定住促進及び居住の多様化を図るため、地区計画の都市計画決定について要望があった。 本市としても、当地区において、都市的土地利用と自然的土地利用、暮らしと産業活動の調和を図りつつ、計画的な土地利用の推進や地区の特色を生かした風景づくりなどを進める必要があると考え、地区計画の決定を行うものである。
建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に基づく産業廃棄物処理施設の敷地の位置について(特定行政庁:広島市長)	廃プラスチック処理施設(安芸区船越五丁目 2659 番外 13 筆)	株式会社タイヨーからこの度申請のあった処理施設は、平成 17 年に建築基準法第 51 条ただし書き許可を受けて建築された。この度の申請では、稼働時間の延長を計画しているため、施設の 1 日当たりの廃棄物処理能力が増加し、当初許可後の一定の範囲を超える(処理能力が約 2.4 倍)ことから、改めて許可を受ける必要が生じた。このため、その敷地の位置について、都市計画上支障がないと認めようとするものであ

		る。
「広島市の都市計画に関する基本的な方針(広島市都市計画マスタープラン)」の改定について		広島市の都市計画に関する基本的な方針(広島市都市計画マスタープラン)の改定について、当審議会へ諮問を行い、継続的に審議を行うものである。今回は、改定素案の概要について審議を行った。